

妙高市SDGs普及啓発人材育成補助金交付要綱

令和4年1月14日訓令第1号

(趣旨)

第1条 市は、「持続可能な開発目標」(第70回国際連合総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2016年から2030年までの国際目標のことをいう。以下「SDGs」という。)の普及啓発に向けた取組を推進することにより、市民一人ひとりが未来の地域について考え、自発的かつ恒常的な取組を実施することができるようSDGsの普及啓発に資する資格を取得する際に必要となる試験、研修及び講義(以下「資格試験等」という。)の受講料について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、妙高市補助金等交付規則(平成19年妙高市規則第14号)、妙高市補助金交付基準(平成19年妙高市訓令第4号)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 妙高市内に住所を有する者
- (2) 補助金交付申請時において市税を滞納していない者
- (3) 過去に同一資格試験等の受講に対する補助金を受給していない者
- (4) 他の公的制度による資格試験等に係る補助金を受給していない者
- (5) 新たに資格を取得した後、市が実施するSDGsの普及啓発に資する活動の講師として従事するなど、継続的にSDGsの普及啓発に資する活動を誓約した者

(補助対象資格)

第3条 補助金の交付の対象となる資格試験等は、SDGsの普及啓発に資する資格とし、別表のとおりとする。

(補助額)

第4条 補助金の額及び上限は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、妙高市SDGs普及啓発人材育成補助金交付申請書(別記様式第1号)及び誓約書(別記様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条に掲げる資格試験等の受講票の写し

(2) 資格試験等の受講料の額を明らかにする書類

(3) 資格試験等の合格通知書類の写し又は修了証明書の写し

2 補助金の交付申請書の提出期限は、補助対象者が補助金の交付を受けようとする年度において資格試験等の合格通知の日、修了の日から1月以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金交付の申請があったときは、当該申請にかかる書類等の審査を行い、速やかに補助金交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定したときは、妙高市SDGs普及人材育成補助金交付（決定・却下）通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、当該交付決定を取り消し、既に支給した補助金の全部を返還させることができる。

2 前項の規定による補助金の返還は、妙高市SDGs普及啓発人材育成補助金返還通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。

附 則（令和4年7月26日訓令第73号）

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

資格の名称	事業団体	補助額	上限
SDGsボードゲーム公認ファシリテーター	一般社団法人未来技術推進協会	事業団体が行う資格取得に係る受講料の額	70,000円
2030SDGsカードゲーム公認ファシリテーター	一般社団法人イマコラボ	事業団体が行う資格取得に係る受講料の額	275,000円